

第6節 高齢者保健医療対策

現状と課題

1 保健・医療サービス等提供体制の整備

(1) 医療系在宅介護サービス

介護保険制度が始まってから、制度の浸透や要介護等認定者の増加などにより在宅サービスの受給者は順調に増えてきています。

介護保険制度の理念でもある在宅における自立した生活への支援のため、保健・医療の観点からは、心身機能の機能回復等を目指すことを目的とする医療系在宅サービスの充実を図る必要があります。

① 訪問看護

医師の指示に基づき、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要介護者等の居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

サービス事業者は、平成13年度末現在、239事業所あります。

このうち訪問看護ステーションは、平成13年度末現在、45か所整備されていますが、圏域での利用状況を考慮して、計画的な整備を図っていく必要があります。

② 訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、医療機関の理学療法士や作業療法士等が、要介護者等の自宅を訪問して心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

サービス事業者は、平成13年度末現在、92事業所あります。

要介護者等が、それぞれの状況に応じた適切なリハビリが受けられるよう、サービスの質の向上を図っていく必要があります。

③ 居宅療養管理指導

病院・診療所・薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が、通院困難な要介護者等の自宅を訪問して療養上の管理や指導を行います。

サービス事業者は、平成13年度末現在、689事業所あります。

介護支援専門員等への情報提供や医師、歯科医師等との連携を図り、口腔ケアや栄養指導など高齢者に対するきめ細かな療養上の管理指導が必要です。

④ 通所リハビリテーション（デイケア）

デイケアは、介護保険制度施行前は、老人保健施設を中心に実施されてきましたが、制度施行後は、医療機関の実施するリハビリテーション事業所が増加しています。

サービス事業者は、平成13年度末現在、48事業所あります。

要介護者等が、それぞれの状況に応じた適切なリハビリが受けられるよう、サービスの質の向上を図っていく必要があります。

⑤ 短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等の短期入所者に対し、看護・医学的管理下の介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話をします。

平成13年度末現在、75事業所あります。

ショートステイは、在宅介護者の負担軽減と高齢者の在宅生活の継続を図るために、圏域におけるニーズと利用状況を的確に把握しながら、計画的にベッドの増床を図っていく必要があります。

また、訪問介護や通所介護など他の在宅サービスとの連携を図り、ショートステイ

がより積極的に活用され、在宅介護が一層推進されるよう整備を進めていく必要があります。

(2) 地域リハビリテーション

医療機関における急性期、回復期のリハビリから地域、施設等における維持期リハビリ、さらに、介護予防を含めたりハビリテーションが、保健・医療・福祉の連携のもと、円滑に提供される必要があります。

平成12年度に県リハビリテーション協議会を設置し、地域におけるリハビリ実施機関の支援、人材育成等地域リハビリテーションを推進してきました。

施 策

1 医療系在宅介護サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自宅で生活ができるよう、保健・医療・福祉にわたる多様で質の高いサービスを自ら選択し、安心して利用できる体制整備を進め、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を図っていきます。

2 地域リハビリテーションの推進

(1) リハビリテーションサービスを提供する人材活用・育成

人材資源（リハビリテーション専門職種）を有効に活用するための体制づくりを進めるとともに、地域リハビリテーション従事者等の研修の充実を図っていきます。

(2) リハビリテーションに関する情報の共有化

各リハビリテーション機関の情報を共有して、サービス提供における適切な対応を図ります。

(3) テクノエイド事業の推進

福祉用具・住宅改修等について、県介護実習・普及センターと連携をとりながら適切な支援や相談体制整備を図っていきます。

(4) リハビリテーションに対する意識の啓発

リハビリテーションの必要性、有効性について普及・啓発を図っていきます。

(5) ボランティア等の育成・活用

ボランティアの育成・活用を推進し、地域で高齢者を支える体制の整備を図っていきます。

【用語の解説】

● テクノエイド

障害者や高齢者のための科学技術を応用した福祉用具等。

テクノ Technology：科学技術 エイド Aids：補助具